

# 生徒心得

## 生徒心得の基本的方針

この生徒心得は、藍高生として有意義な高校生活を送るために、校内外における生活の基準を示したものである。各自が藍高生としての自覚と誇りを持ち、個人の価値を尊び、互いに敬愛の念を失うことがなく、健全な心身を養うとともに、より良い校風の樹立に努め、有為な社会人となるよう心掛ける。

## I 校内生活

### 1 礼儀

- (1) 来客、教職員に対して、礼儀正しく接し、会釈を励行する。
- (2) 校長室、職員室、事務室、各準備室等に入る時はきちんとノックをし、はっきりと「失礼します」といい、出る時は丁寧に「失礼しました」という。
- (3) 授業開始の時刻までに着席し、授業の始めと終わりの礼は起立して行う。

### 2 登下校

- (1) 午前8時35分（冬季については8：45）までに教室に入り着席する。
- (2) 下校は原則として16時50分（冬季については17：00）までとする。
- (3) 登下校時は、本校指定の制服を着用する。
- (4) 休業日に部活動、模試、生徒会行事、教職員の指示以外で登校する時は、事前に許可を受ける。

### 3 欠席・遅刻・早退

- (1) 欠席をする場合は、学校が指定する情報通信ツールを利用し、当日の8時20分までに保護者から連絡する。遅刻・早退の場合も同様に情報通信ツールで保護者から連絡をする。
- (2) 遅刻した場合は、職員室で入室許可証を発行してもらい、それを持って教室に入る。  
8時40分（冬季は8：50）をもって遅刻とする。
- (3) 早退・外出・欠課等の場合は、担任の許可を受ける。

### 4 所持品

- (1) 身分証明書を常に携帯する。
- (2) 所持品には必ず記名する。
- (3) 通学カバンは、機能性・安全性・耐久性を考えたものとし、ビニール袋・紙袋等は認めない。
- (4) 学習に不必要的ものは持つてこない。また原則として私物は毎日持ち帰る。ただし、認められたものは教室の決められた場所においておくことが可能である。
- (5) 部活動で使用する個人用具は、顧問の指示にしたがう。
- (6) 貴重品の管理には十分気を配り、必要な場合には関係の教職員に保管を依頼する。
- (7) 所持品を紛失または拾得した時は、直ちに教職員に届け出る。
- (8) 生徒間の物品の売買、金銭の貸借（カンパ、寄付等を含む）は禁止する。

## 5 身だしなみ

- (1) 「服装規程」をよく守り、制服の変形等はしない。
- (2) やむを得ず異装する時は、あらかじめ異装届を提出し許可を受ける。
- (3) 頭髪は端正、清潔であるように心掛け、カール、パーマ、染色、脱色等の不要な加工は一切しない。
- (4) 額をそりあげたり、極端にまゆ毛を細くしたり、ひげをのばしたりしない。
- (5) 髮飾りについては、ゴム、クリップ、シュシュを可とする。色は単色（黒、紺、茶、白、透明、シルバー）とし、形状については無地で華美でなく、大きすぎるものは着用しないこと。
- (6) 口紅、マニキュア等化粧に類するものはしない。
- (7) ピアス、ネックレス、ブレスレット、ミサンガ、指輪等のアクセサリー類は身につけない。

## 6 校舎（施設・設備）の利用、管理

- (1) 学校の施設・設備の利用は、事前に許可を受ける。
- (2) 校舎、施設の利用は常に整理・整頓に努める。
- (3) 日直は教室の整理、整頓、黒板の清掃に努め、学級日誌を記入する。
- (4) 清掃は丁寧に行い、終了後は担任又はその区域の担当責任者に報告し、点検を受ける。
- (5) 施設・設備は大切に扱い、万一破損した時は速やかに教職員に申し出る。

## 7 文書の配布・掲示および集会

- (1) 校内での文書配布・ポスター等の掲示は、事前に係の教職員に届け出て許可を受ける。なお、掲示は所定の場所にする。
- (2) 集会や行事を催す場合は事前に本校職員に申し出る。

## 8 携帯電話

校舎内において、携帯電話は電源を切り、使用しない。ただし、保護者と連絡をとる場合等においては、登校時、また放課後に生徒玄関から外での使用を認める。なお登校時に関しては連絡を取り次第、速やかに教室に向かうこと。違反した場合は、携帯電話を預かり使用を禁止する。

## 9 学習用端末

学習用端末の校地内での使用については、原則として本校職員の許可を得た上で行う。違反した場合は当該生徒への指導を行う。

# II 校 外 生 活

## 1 通 学

通学に際しては、常に交通規則や交通道徳を守り、安全に十分気をつける。

- (1) 不審な車は勿論、他人の車に同乗してはならない。
- (2) 自転車の利用

ア 自転車通学は事前に届出て安全講習会を受講し許可を受け、使用する自転車には学校指定のラベルを貼付する。

イ 自転車で通学する生徒は任意保険に加入するのが望ましい。

- ウ ブレーキ・ライト等の点検を怠らず、自転車置場では必ず施錠する。
- エ 通行は道路の左側路側帯または歩道を通り、2人乗り、並列走行は絶対にしない。
- オ 使用期間は4月～10月までとするが、天候、道路状況等で期間の延長もあり得る。
- カ 通学範囲については15km以内とし、通学時間についても60分を越えないこととする。

### (3) 列車・バスの利用

- ア 待合室や車内では、英藍高生としての自覚を持ち、品位を失うことのないよう注意する。
- イ 乗車は整然かつ迅速に行い、他の乗客の迷惑にならないように心掛ける。
- ウ 駅員や乗務員の指示には素直に従い、安全運行に協力する。
- エ 定期券の不正使用は絶対にしない。
- オ バス等で、下車の際には「ありがとうございました」の挨拶をするように心掛ける。

## 2 外出・外泊・旅行等

- (1) 外出する時は保護者に行き先、帰宅時間を告げて外出する。
- (2) 夜間の外出はできるだけ避け、外出した場合も午後10時までには帰宅する。
- (3) 外泊は原則として禁止する。やむを得ない場合は、保護者が連絡を取り合い、お互いの了解を受ける。
- (4) 登山、キャンプ、旅行等の場合は、保護者又はそれに代わる引率者を必要とし、その責任下で行われること。

## 3 出入り禁止の場所

高校生として教育上好ましくない次の場所への出入りは禁止する。

- (1) パチンコ店、マージャン荘、馬券販売所等の施設。
- (2) その他、法律、条令等で出入りを禁止している場所。(風営法によって18歳未満出入り禁止の場所)

## 4 アルバイト

- (1) アルバイトは原則として禁止する。
- (2) やむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、保護者が学校に届け出て許可を受ける。
- (3) アルバイトの許可は次の条件を満たした場合に行う。
  - ア 家庭で経済的に必要な場合
  - イ 学業に支障がないこと
  - ウ 危険を伴うおそれのないこと
  - エ 風紀上問題がないこと
  - オ 就労時間の限度は午後9時までとし、10時には帰宅する
  - カ 就労場所が風営法により18歳未満の出入りが禁止されている場所でないこと
- (4) 無届けもしくはアルバイトのために学校生活に支障をきたしていると思われる場合は、保護者と連絡の上、指導し中止させるものとする。

## 5 対外行事参加・団体の所属

- (1) 部活動以外のスポーツ大会、文化的行事への参加は、事前に保護者の承諾を得て、その責任下で行われること。
- (2) 外部の団体に属し、またその団体の行事に参加する時は、事前に保護者の承諾を得て、その責任下で行われること。
- (3) 次の場合が予想される時は参加を禁止する。
  - ア 危険が予想されるもの
  - イ 学業に支障をきたすもの
  - ウ 欠席日数が極端に増える場合

## 6 車両の運転免許取得および運転の禁止

- (1) 在学期間中の運転免許取得は禁止する。ただし、3年次で就職が内定した生徒は学校に願い出た場合、12月1日以降に学業に支障がない限り認める。それ以外の者は2月1日以降の家庭学習期間に入つてからとする。
- (2) 運転免許証の取得（本検）及び運転は、卒業式翌日（3月2日）からとする。
- (3) 無免許運転は絶対しない。
- (4) 友人や知人の車などに同乗、ヒッチハイク等はしない。

## III 服 裝 規 程

### 1 制 服

- (1) 生徒は平常の通学および休日等の登下校の際は、本校指定の制服を着用する。
- (2) 部活動での休日登下校・大会、合宿等の際は、部顧問の指示に従い、学校指定ジャージ、部活動ジャージ等の着用を認める。
- (3) 制服の着用に際しては、いたずらに加工や変形をしてはいけない。
- (4) 男子の服装は、次のとおりとする。
  - ア 本校指定のブレザー、ズボン、ワイシャツ、ネクタイを着用する。
  - イ セーター、ベストの着用は自由だが、着用する場合は本校指定のものに限る。
  - ウ ソックスは華美でないものとする。
- (5) 女子の服装は、次のとおりとする。
  - ア 本校指定のブレザー、スカート、ブラウス、リボンを着用する。  
また、本校指定のスラックスを着用する場合は、リボンに替え、ネクタイを着用すること。
  - イ セーター、ベストの着用は自由だが、着用する場合は本校指定のものに限る。
  - ウ スカート丈は、膝の中心とする。
  - エ ソックスは白・紺・黒とする。ストキング（タイツ）は黒またはベージュとする。なおソックスとベージュのストッキング（タイツ）の併用及び黒ストッキング（タイツ）の上に黒ソックス（くるぶしまでの長さ）の着用を認める
- (6) その他
  - ア ブレザー着用期間を10月上旬～6月上旬とし登下校の際は必ずブレザーを着用する。  
また、儀式的行事、集会などは基本的にブレザーを着用する。
  - イ ワイシャツ、ブラウスのボタンをきちんと止め、ネクタイ、リボンを下げないこと。
  - ウ ズボンを故意に下げたり、スカートを短くするなどの着崩しをしないこと。

## 2 夏季服装

(1) 夏季の男子の制服は、次のとおりとする。

本校指定のズボン、ワイシャツを着用する。

ネクタイはしなくてもよい。 ワイシャツは第一ボタンのみはずしてもよい。

(2) 夏季の女子の制服は次のとおりとする。

本校指定のセーラー服、スカート、リボンを着用する。

(3) 夏季の服装を着用する期間は原則として6月中旬から9月下旬までとする。男子はブレザーの着用は自由とする。寒い場合は、指定セーター・指定ベストの着用を認める。

## 3 靴

(1) 上靴は本校指定のものを使用し、靴のかかとをつぶしたりしない。

(2) 通学時は、機能的で安全性に富んだ靴を使用する。

(3) サンダル、ハイヒール等の使用は認めない。

## 4 異装

(1) やむを得ず異装するときは、あらかじめ異装届けを提出し、許可を受ける。

(2) 異装の場合も、清潔、質素を心掛け、藍高生としての品位を保つようにする。